

「一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第2項第十号同条同項第十四号」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条第一項第一号及び同条同項第三号」によるダイオキシン類分析結果。

表-6 地下水 (No. 1) のダイオキシン類分析結果

分析項目	分析結果	排出基準
(実測濃度) ダイオキシン類 (pg/L)	5.1	—
(毒性等量) ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.024	1
PCDD+PCDF (pg-TEQ/L)	0.022	—
DL-PCB (pg-TEQ/L)	0.0021	—
<p>○ 分析方法 JIS K 0312 : 工業用水・工場排水中の ダイオキシン類及びコプラナー-PCBの測定方法</p> <p>○毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。</p> <p>○毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0 (ゼロ) として算出したものである。</p> <p>○四捨五入により合計値が一致しない場合がある。</p>		

表-7 地下水 (No. 2) のダイオキシン類分析結果

分析項目	分析結果	排出基準
(実測濃度) ダイオキシン類 (pg/L)	3.2	—
(毒性等量) ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.025	1
PCDD+PCDF (pg-TEQ/L)	0.023	—
DL-PCB (pg-TEQ/L)	0.0020	—
<p>○ 分析方法 JIS K 0312 : 工業用水・工場排水中の ダイオキシン類及びコプラナー-PCBの測定方法</p> <p>○毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。</p> <p>○毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0 (ゼロ) として算出したものである。</p> <p>○四捨五入により合計値が一致しない場合がある。</p>		

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第一号）別表第一による水質調査結果。

表-2 処理水の排水基準項目分析結果

番号	項目	分析結果	基準値	単位
1	アルキル水銀化合物	不検出	検出されないこと	—
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0005	≦0.005	ng/L
3	カドミウム及びその化合物	<0.005	≦0.1	ng/L
4	鉛及びその化合物	<0.01	≦0.1	ng/L
5	有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。）	<0.1	≦1	ng/L
6	六価クロム化合物	<0.05	≦0.5	ng/L
7	砒素及びその化合物	<0.01	≦0.1	ng/L
8	シアン化合物	<0.1	≦1	ng/L
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	<0.0005	≦0.003	ng/L
10	トリクロロエチレン	<0.001	≦0.3	ng/L
11	テトラクロロエチレン	<0.001	≦0.1	ng/L
12	ジクロロメタン	<0.001	≦0.2	ng/L
13	四塩化炭素	<0.001	≦0.02	ng/L
14	1,2-ジクロロエタン	<0.001	≦0.04	ng/L
15	1,1-ジクロロエチレン	<0.001	≦0.2	ng/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	≦0.4	ng/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	≦3	ng/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	<0.001	≦0.06	ng/L
19	1,3-ジクロロプロベン	<0.002	≦0.02	ng/L
20	チウラム	<0.001	≦0.06	ng/L
21	シマジン	<0.001	≦0.03	ng/L
22	チオベンカルブ	<0.001	≦0.2	ng/L
23	ベンゼン	<0.001	≦0.1	ng/L
24	セレン及びその化合物	<0.01	≦0.1	ng/L
25	ほう素及びその化合物	1.6	≦50	ng/L
26	ふっ素及びその化合物	<0.5	≦15	ng/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>※1</sup>	1	≦200	ng/L
28	水素イオン濃度(水素指数)	8.1	5.8~8.6	—
29	生物化学的酸素要求量(BOD)	1	≦60	ng/L
30	化学的酸素要求量(COD)	9	≦90	ng/L
31	浮遊物質(SS) <sup>※2</sup>	<1	≦60	ng/L
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	<1	≦5	ng/L
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	<1	≦30	ng/L
34	フェノール類含有量	<0.05	≦5	ng/L
35	銅含有量	<0.02	≦3	ng/L
36	亜鉛含有量	<0.05	≦2	ng/L
37	溶解性鉄含有量	<0.1	≦10	ng/L
38	溶解性マンガン含有量	<0.1	≦10	ng/L
39	クロム含有量	<0.05	≦2	ng/L
40	大腸菌群数	<5	≦3,000	個/cm <sup>3</sup>
41	窒素含有量	7.9	≦120	ng/L
42	磷含有量	<0.1	≦16	ng/L

※1 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。  
(アンモニア性窒素×0.4) + (硝酸性窒素+亜硝酸性窒素)

※2 SS濃度基準については、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン 平成9年1月」において当面10mg/L以下とすることが必要であるとあるが、平成13年3月に改正のあった「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」における排水基準では60mg/L以下となっている。